

奈 政 行 第 6 9 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

IV 市税の徴収について

2. 結果及び意見

(滞納整理課)

【監査結果】

(2) 滞納案件の全体像を把握する仕組みを構築すべきである

滞納案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみで管理表が作成されているわけではないため、登録されている案件の全体を明確に把握することができない。また、各案件について担当者が明確に決まっているわけでもない。

そのため、滞納状態にあるにもかかわらず滞納処分すべきかどうかについて適時に検討されることなく放置されている案件が存在する可能性を否定できない。少なくとも高額若しくは長期の滞納案件については管理表を作成してその全体像を把握し、上席者が定期的にその内容を確認し、適切に滞納処分がなされていることを確保すべきである。

【措置の内容】

滞納案件の全体像を把握するため、月ごとの処分状況、滞納額、納付額の項目を管理できるよう、滞納管理システムの機能を追加し、定期的に進捗を確認できる管理表を平成24年9月より作成しました。特に高額・長期の滞納者については、担当を決めて対応しました。

(10) 個別案件の検討結果

⑤ 法人5位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 高額滞納案件について適切なモニタリングを実施すべきである

事案の概要に記載しているとおり市はE社役員と交渉を継続するとともに、平

成20年2月には固定資産税の課税状況調査を実施したものの「差押に値するものなし」ということでその後の調査を行っていない。また、D社については約5千円と僅少ではあるものの、平成19年度以降の固定資産税が納付されているにもかかわらず、その資金の出所等について外部に対する照会等の新たな調査を行っていなかった。少なくとも高額滞納案件については継続的にモニタリングを行って滞納税金の徴収につながる可能性のある情報の収集に努めるべきであると考えます。

【措置の内容】

高額滞納者についての管理表を平成24年9月より作成し、継続的にモニタリングを行い、情報収集に努めています。

⑦ 個人2位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 適時に納税指導を実施すべきである

サンプルを抽出した平成22年7月22日時点におけるF氏の滞納税額は57,172千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンプルの詳細記録を出力した10月22日時点では11,616千円に減少している。これは、平成17年5月11日の交付要求取り下げから5年経過したことによる滞納税金の時効消滅が原因である(時効消滅による不納欠損処理は平成23年3月に実施されるが、システム上の租税債権は9月の時点で抹消されている)。

事案の概要にも記載しているとおり、F氏については催告書を送付するのみで徴税のための交渉が実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保する観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考える。(なお、平成22年11月26日に不動産を差押したとのことである。)

【措置の内容】

高額滞納者についての管理表を平成24年9月より作成し、適時に納税指導や滞納処分を実施しました。